

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

- | | | |
|----|-----------|--------|
| 1. | 学校教育学部 | 教育 1-1 |
| 2. | 学校教育研究科 | 教育 2-1 |
| 3. | 教育実践高度化専攻 | 教育 3-1 |

学校教育学部

I	教育水準	教育 1-2
II	質の向上度	教育 1-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、初等教育教員養成課程として 3 専修・8 コース・11 分野を置き、臨床的な実践力を持った教員を養成するための組織を持つとともに、そのため学校現場の経験のある教員（約 40%）の配置や教員養成実地指導講師（87 科目）の活用で、教育現場における実践と臨床場面に対応できる教育を行う体制を取り、かつ教員一名当たりの学生数を 4.6 名に維持しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容・方法の改善に向けて、すべての授業科目について学生による授業評価を実施し、その結果について授業担当教員による自己評価レポートの作成を求めて、授業改善への契機としているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、教養教育に相当する科目 44 単位、専門教育に相当する

科目 64 単位、その中間的な科目 20 単位、さらに必修科目と選択科目の割合が 1 : 3 の教育課程の編成となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、高等学校教育との連続を配慮した補充教育、ブリッジ科目の開講、4 年次学生へのインターンシップの導入、大学院学生の協力により問題解決実践力を育成する実践セミナーの開講、さらには教職実践演習の導入等、学生・社会の要請に対応をしており、優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、臨床的な内容を演習・実習の学習方法と組み合わせること、4 年次生に演習の割合を多くして実践的な力量の形成に役立てること、学習指導法として少人数による対話・討論型の授業を多くして講義、演習、実験・実習、実技などの授業形態のバランスを取っており、相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習意欲を高める手法としてレポート提出、予習・復習の実施による自己学習の奨励、さらに附属図書館・教育情報訓練室、また講義室をインターネット使用可能な自習室（平日の夜間、土曜日・日曜日・祝日使用可）へ整備し学生の主体的な学習環境づくりに取り組むと同時に、クラス担任による指導やオフィスアワーの設置により学生への指導助言体制を整備しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、進級及び卒業の状況はともに 90% 以上であり、また教員免許の取得については複数の教員免許の取得が 88%と、教育現場の要請に応じているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、科目ごとに実施した授業に関するアンケート調査で「知識・手法・技能等の習得」、「総合的な満足度」について肯定的な回答がそれぞれ 75.4%、71.8%になっており、また初等教育実習の分離方式について 98.7%の学生がその意義を認めているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、教員就職は正規・臨時採用を合計すると、この4年間絶えず60%以上を維持しており、平成18年度では、保育士への就職者を含めると74.6%に達しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生からのアンケート調査によれば、「今日的な問題状況の把握」「児童生徒の理解と対応」「教材・メディアの開発」「教科の専門性・スキル」について40%弱の者が向上したと回答している。また4年次生の総合インターンシップについては、上越地域の小・中学校長の93.5%が意義があると回答しており、さらに「本学で学んだことが現場で役立っているか」の設問に肯定的回答をした卒業生の割合が、教職科目群62.3%、教科科目群76.4%、教科指導法72.2%、教育実習91.8%となっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。なお、判断理由については、以下のとおり変更する。

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が2件であった。

学校教育研究科

I	教育水準	教育 2-2
II	質の向上度	教育 2-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、初等・中等教育諸学校教員に対する再教育の機会を提供するために、4 専攻・8 コース・16 分野の組織を置き、学校現場と密接に結びついているところに特徴を持ち、学校現場の経験のある教員（約 40%）の配置を高め、教育現場における実践と臨床場面に対応できる教育を行う体制を効果的に展開しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容・方法の改善に向けて、すべての授業科目について学生による授業評価を実施し、その結果について授業担当教員による自己評価レポートの作成を求めて、授業改善への契機としていること、さらにその成果がアンケート調査から明らかにされているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、共通科目と専攻科目から構成され、共通科目の中には

実際の教育実践場面における問題を分析する「実践場面分析演習」、専門科目の中には教員が個人や共同研究で実施した研究プロジェクトの成果を教育に還元する「研究プロジェクト・セミナー」科目も設置している。さらに専攻・コース以外の専門科目を自由に履修することも可能にし、学生のニーズに応じているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、他の大学等の授業履修、単位互換、「海外フィールド・スタディ」によるインターンシップへの取り組み、大学院学生・教育現場の教員・大学教員によるマルチコラボレーションによる実践力の形成等により、学生の多様なニーズ及び社会的な要請にも応える教育課程を編成しており、相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えようような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、講義形態の科目は少人数授業が多く、その他は専門セミナーを中心として対話・討論型の授業形式を取っている。研究指導については、指導教員と専門セミナー担当教員の決定から、研究テーマの設定、その後の研究指導、各種発表会までの学位論文に関わる指導体制が適切に取られているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習意欲を高める手法としてレポートの作成・提出、予習・復習の実施による自己学習の奨励、またすべての学生に専攻・コースごとに院生研究室を教員研究室の近くに配置して、授業時間外の学習を支援する環境を整備しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、

教育方法は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位の修得状況（平成 19 年度 99.4%）及び修了状況（同 97.8%）については、いずれも高い数値を示しているとともに、修士論文における実践研究の割合が 70%を超え、また教員免許状の取得状況についても約半数の学生が免許状を取得しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、科目ごとに実施した授業に関するアンケート調査で「知識・手法・技能等の習得」について肯定的な回答が 89.4%となっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、派遣現職教員は修了後学校や教育委員会等に復職している。現職教員以外の者は教員 57.7%、企業等 18.3%、進学 4.8%、その他 19.2% であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、現職教員を派遣した都道府県教育委員会対象の現職復帰後の教員についての印象調査によれば、「教育者としての使命感」「教養」「教科指導・生徒指導における実践的力量」等すべての項目において肯定的な回答を得ていること、及び上越地域の小・中学校長のアンケート調査においても「地域や学校のリーダーとして活躍できる力量の育成」を 68.9%の者が指摘しているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

教育実践高度化専攻

I	教育水準	教育 3-2
II	質の向上度	教育 3-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教育実践リーダーコース及び学校運営リーダーコースから構成され、専任教員 16 名（研究者教員 9 名、実務家教員 7 名）と兼任教員 15 名で構成されている。専任教員とは別に、公立小・中学校長経験者を特任教授として 3 名、新潟県教育委員会との人事交流者を特任准教授として 2 名を学校教育実践研究センターに配置し、実践現場で培った豊富な知見や経験に基づいて、実習科目等における学生の指導や実践現場との連絡調整及び教育委員会、校長会等での教職大学院のカリキュラム説明等を担当しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、大学評価委員会の下にファカルティ・ディベロップメント専門部会が設置されており、すべての授業科目について「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果について教員に「自己評価レポート」の作成を求めるなど、問題把握と授業改善の契機となっている。また、全国の教職大学院における高度専門職業人養成等の一層の強化を図るため、文部科学省専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラムにおいても教職大学院の実習等の FD システム共同開発について研究を行っているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、「新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の

養成」と「スクールリーダーの養成」という二つの目的・機能を十全に果たすため、臨床共通科目、コース別選択科目及び実習科目で構成されている。臨床共通科目は、共通に開設すべき授業科目の5領域に対応した科目を設定し、コース別選択科目は、学校支援プロジェクト科目とプロフェSSIONAL科目で構成している。プロフェSSIONAL科目は、様々な専門研究領域、実務経験に対応して一つ一つのテーマを掘り下げ、専門職としての高度な実践的能力を高めるための科目である。前期に臨床共通科目とプロフェSSIONAL科目を設定し、後期の学校支援プロジェクト科目及び学校支援フィールドワークに専念できるよう配慮しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、すべての授業科目について「学生による授業評価アンケート」を実施し、各教員には、学生による授業評価アンケート結果を基に自己の授業の問題点の認識と授業改善を目指して「自己評価レポート」の作成を義務付けており、教育内容の改善に努めている。学校現場や教育委員会等デマンドサイドからの要請への対応としては、「学校支援プロジェクト」を運営・展開するための協議機関として、上越市及び妙高市の教育委員会担当者、両市の小・中学校校長会代表者、大学側の代表者からなる「学校支援プロジェクト連絡会」が組織されている。さらに、教育委員会が求める人材と当該専攻が養成しようとする人材像を確認し、認識の共有や連携強化を図る機会も設けられているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、事例研究、ワークショップ、フィールドワーク等を取り入れることにより、理論と実践の融合が図られている。学校支援プロジェクトでは、デジタルポートフォリオシステムを活用し、学修の省察等に活用している。また、豊富な現職経験を有する5名の特任教員のサポートを受けることができる体制がとられている。シラバスは、必要な内容を網羅し、毎年度見直しを実施している。また、学務情報システムの一部として履修登録時の便宜を図るとともに、ネットワーク環境

の整備により学内の様々な場所で利用することができるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、教員がアドバイザーとして、履修その他学生生活全般に関して指導を行っている。授業時間外の学習への支援としては、すべての学生を収容できる院生研究室を設置し、学習環境を整備している。また、附属図書館・教育情報訓練室をはじめ、インターネットへ接続可能な情報コンセントや無線 LAN アクセスポイント、エアコン等を整備した講義室を自習室として開放（平日の夜間及び土曜・日曜・祝日）しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位修得状況及び試験の成績は高く、修了判定対象者 30 名全員が修了しており、教育の成果や効果が上がっている。主査 1 名、副査 2 名以上で組織される学修成果審査委員会が、学修成果の総合的な審査を行い、教授会において当該課程の修了及び学位の授与の可否が審議決定されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生による授業評価アンケートでは、「臨床共通科目」全体について、「即応力を付けることができたか」「臨床力を付けることができたか」「協働力を付けることができたか」「総合的に満足しているか」の質問に対して、高い評価を受けている。プロフェッショナル科目全体でも、「授業内容がわかりやすく整理されているか」「授業目標が明確か」「難易度が適切か」「興味深い授業内容であったか」「総合的に授業に満足しているか」の質問に対して、非常に高く評価されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 21 年度の修了生 30 名のうち、現職教員学生 16 名を除く 14 名の教員就職は 13 名（92.9%）と非常に高く、主に小学校及び中学校の教員として採用され、その他の 1 名についても、教育関係施設のスタッフとして活動している。修了生のうち、各都道府県教育委員会から派遣された現職教員学生については、修了後、学校現場等に復帰し、それぞれ中核的な役割を果たしているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、第 1 期生が平成 22 年 3 月に修了しており、関係者からの評価を判断できる状態にないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、一方の観点に対し「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」こととする。

II 質の向上度

1. 質の向上度

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。